

○総務省告示第七十八号

行政手続法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十三号）による改正後の行政手続法（平成五年法律第八十八号）第四十五条第二項に基づき、同条第一項の公示に関し必要な事項を次のように定め、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年二月三日

総務大臣 竹中 平蔵

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う公示は、「電子政府の総合窓口」のウェブサイトを

(www.e-gov.jp)を利用する。